

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	児童福祉の向上を図るために地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を実施する市内の私立保育園等を設置している者に対し、その事業に要する経費について補助金を交付する。
補助事業者	市内の私立保育所等
補助対象経費	地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を実施するために必要な賃金、旅費、手当、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、工事請負費など
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金要綱に定める基準額と補助対象経費の額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱の定める基準額（国1/3、県1/3、市1/3で負担）
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 一時的に家庭での保育が困難な保育所等を利用していない家庭への負担軽減であり、目標数値化にはそぐわない。
補助制度開始	平成29年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象保育所等に案内
事業担当（担当部署）	子ども若者課 子育て企画係
事業担当（電話番号）	0259-63-3126